

早稲田大学大学院法学研究科

2023年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「ドイツにおける危険責任」

申請者氏名 浦川道太郎

主査	早稲田大学教授		大塚直
	北海道大学教授	法学博士（東京大学）	瀬川信久
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	後藤卷則
	早稲田大学教授		山口齊昭
	京都大学教授	法学博士（京都大学）	橋本佳幸

浦川道太郎氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学名誉教授浦川道太郎氏は、早稲田大学学位規則第8条に基づき、2022年5月25日、その論文「ドイツにおける危険責任」を早稲田大学総長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、早稲田大学法学研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年1月30日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I. 本論文の構成と内容

本論文は、（危険責任のルーツである）ドイツにおける危険責任の法理について、その歴史的展開と進むべき道について極めて明快に示し、危険責任という視点から各制度を総合的に検討・分析したものである。

本論文は、2021年11月に、成文堂より、単著書である論文『ドイツにおける危険責任』を上梓された。本書の構成は、第1章「危険責任前史」、第2章「産業革命と危険責任法の制定」、第3章「ドイツ民法典と危険責任」、第4章「19世紀末から20世紀初頭における無過失責任論」、第5章「BGB制定後における特別法等による危険責任の展開」、第6章「ドイツ法アカデミーによる不法行為改革とエッサーの危険責任論」、第7章「第二次世界大戦後における危険責任の新展開—1967年参事官草案と危険責任一般条項形成の試み—」、終章「ドイツにおける危険責任の発展の軌跡・現状及び課題」となっており、第1章から第7章、及び終章の計8章から構成されている。

(1) 危険責任は過失責任の限界を克服する法理である。そこで本書は、第1章の「危険責任前史」において、過失責任主義の形成過程を取り上げる。具体的には、①17・18世紀の学者法である *usus modernus pandectarum*（パンデクテンの現代的慣用）、②18世紀末のプロイセン一般ラント法（ALR）、③1810年代以降の歴史法学の3つである。①*usus modernus pandectarum*は、当時の社会環境と実務の中でローマ法源を解釈適用する過程で、近代自然法の「何人をも害する勿れ」に拠り、アクィーリウス法訴権から包括的一般的な不法行為条項を形成し、他の多数の不法行為訴権を無用とした。②ALRも、自然法を基礎に不法行為法の一般条項を採用し、また、故意・過失を要件とする過失責任主義を前面に出した。ただ、ALRは判例では使用されなかった。以上を受けて、③歴史法学のハッセは、近代自然法のアクィーリウス法責任の要件である「違法に加えられた損害 *damnum iniuria datum*」の *iniuria* から *culpa* を区分けし、カントの道徳哲学に拠りながら、狭義の *culpa* すなわち主観的な過失を、行為の客観的評価（違法性）と対置した。これが19世紀後半のイエーリングに集大成される（「過失なければ賠償責任なし」）。

(2) この過失責任は、既に1810年代後半以降の産業革命進行の中で限界をみせる。第2章はその限界を超える立法として、1838年のプロイセン鉄道法と1871年のライヒ責任義務法を検討する。前者は、プロイセンの鉄道輸送が、輸送対象か否かを問わず人と物に与えた損害の賠償責任を鉄道会社に課した。ただ、これを普通法によらない変則法と考えていた。後者のライヒ責任義務法は、ドイツ全土の鉄道運行者に、運行による人身損害につき無過失責任を課し、また、鉄道以外の鉱業・工場の事業者にも、運転遂行者の有責性による人身損害につき代位責任を課し、法定証拠主義をやめて自由心証主義とし、裁量に

よる賠償額算定を認めた。

(3) 第3章・第4章では、1870年代半ばから19世紀末までの、ドイツ民法典(BGB)制定作業と学者・法曹の議論を取り上げる。BGB制定作業では、第一草案は過失責任主義の例外を認めなかったのに対し、ギールケ、メンガー等がそれを批判した。しかし、第二草案は使用者責任、建造物責任について過失の証明責任を転換し、動物保有者責任、猟獣損害責任で無過失責任を導入したにとどまり、産業社会の危険に十分に対応しなかった。パンデクテン法学による帝国私法の統一を優先したからだという。後者の学者・法曹の議論では、1. 刑法学者、公法学者からの過失責任主義に対する異論、2. 使用者責任の選任・監督上の過失の要件を外すに至らなかったドイツ法曹大会の議論、3. オーストリアにおける、民法学者、民法典改正の3つの鑑定意見、経済学・社会政策学者、行政官・司法官の議論、4. BGB第二草案に対する民法学者2名の考えを紹介する。申請者の整理によると、BGB制定作業、法曹大会での議論がパンデクテン法学の考えに縛られていたのに対し、その外では、無過失責任を、社会経済的な観点から多元的に捉える動きがみられた。

(4) 第5章は、1896年に制定され、1900年から施行されたBGB以降の特別法等による危険責任の展開を検討する。BGBは、過失責任主義を原則とし、無過失責任である危険責任は、動物保有者責任と狩猟鳥獣による損害に対する責任が規定されるのみで、それ以外は、特別法において、危険責任を定める方法が採られた。

同章では、基本的に時代に従って、各危険責任に関する立法を検討しており、具体的には、鉄道事業者に関する責任(プロイセン鉄道法から、ライヒ責任義務法、物的責任義務法、責任義務法)、動物保有者責任(BGB)、狩猟鳥獣による損害に対する責任(BGB)、自動車保有者の責任(自動車交通法から道路交通法)、航空機保有者の責任(航空交通法)、エネルギー施設保有者の責任(ライヒ責任義務法から責任義務法)、水質改変責任(水管理法)、原子力損害に関する責任(原子力法)、薬害に関する責任(薬事法)、鉱害に関する責任(連邦鉱業法)、製造物責任(製造物責任法)、遺伝子工学における責任(遺伝子工学法)、環境責任(環境責任法)を順に扱う。これらの責任につき、本章は各特別法およびその改正法の制定の背景、その特徴的内容を検討し、この作業を通じてドイツ危険責任法の全体像を示すことが目指されている。

そのうえで、小括として、ドイツ危険責任法は、新技術が導入されるとともに、それに対応する個々の危険責任特別法が制定されることにより、必要な手当てをすることで発展してきたと指摘する。このため、ドイツの危険責任は、新たな危険源による事故に対して集中的に対応することができたが、一方で、一般法である民法の不法行為規定との関係及び危険責任特別法相互間の関係への配慮が疎かになり、各危険責任間での食い違いや、危険責任の特別法の適用がある場合とそうでない場合との不合理な相違などが存在しているとの問題点も指摘している。

なお、同章の末尾に、「現行危険責任の内容」として、これらの特別法の内容、特徴をまとめた表が付されており、危険源ごとの、根拠法の変遷、責任導入年、現行法における根拠条文、責任の対象、責任者、保護法益、免責事由の有無及びその内容、責任最高限度額の有無及びその内容、その他備考(慰謝料や遺族の慰謝料、時効)が示されている。また、本書の末尾には、「危険責任条文集」として、本章で挙げられている危険責任立法の、現行法(2021年5月段階)における関連条文の翻訳がすべて掲載されている。

(5) 第6章に移る。BGBは、制定後に判例・学説による解釈を通して発展し、補充・修正されてきた。しかし、産業化の進展、第一次世界大戦の敗戦や大恐慌など大きな社会変動があったにもかかわらず、BGBの諸規定を改正しようとする動きは、1930年代に至るまでなかった。

このような状況下で、1933年に政権の座についたナチス党は、ローマ法の影響を受けたBGBをゲルマン法に基づく一般私法に置き換えることを党綱領に定めており、法務分野の指導者であったフランクの創設したドイツ法アカデミーは、民族法典編纂の中でBGBの不法行為法の改革を企てた。

この不法行為法改革では、過失責任規定の見直しだけでなく、危険責任についても損害賠償法の中に取り込む作業が行われた。その際に、特別法に散在している危険責任をまとめ、既に存在する危険責任の対象と同等の危険性を有する事業・施設等に包括的に責任を課す危険責任の一般条項を作成することが試みられた。この危険責任一般条項形成の試みは、敗戦によるドイツ法アカデミーの崩壊により挫折するが、第二次世界大戦後に引き継がれて行った。

こうしたドイツ法アカデミーの民族法典編纂事業は、不法行為法に関する理論的研究を活性化させた。そうした動向を背景に、エッサーは、その教授資格論文『危険責任の基礎と発展』において、危険責任全般に関する研究を行い、ドイツ法アカデミーが安易に危険責任一般条項を作成していることを批判するとともに、危険責任の本質について注目すべき見解を打ち出した。

エッサーによると、①契約外損害賠償法には、2つの異なる課題に基づく損害賠償として、不法な行為による損害を行為者に制裁として帰責する損害賠償と、不運な事故による損害を原因者に配分する損害賠償があり、前者が過失責任の対象課題であり、後者が危険責任の対象課題である。②過失責任の指導原理は、対等な市民間で不法に加えられた損害を被害者から加害者たる行為者に交換的正義(justitia commutativa)に基づいて帰責するものであり、危険責任の帰責原理は、過失責任として帰責できない一般市民に加えられた不運としての事故損害を企業・事業者等の経済的負担能力がある原因者に社会的公平の見地から配分的正義(justitia distributiva)に基づいて負担させるものである。③②に挙げた2つの損害賠償の帰責原理は、まったく異なるものである(複線性論)。過失責任の中に、注意義務を著しく拡張して事故損害の帰責を図る判例法として社会生活上の義務(Verkehrspflichten)があるが、これは不運な事故を不法な行為に仮託して帰責しているものであって、本来的には危険責任により処理されるべき領域に(危険責任が欠落しているために)生じている望ましくない現象である。

エッサー論文は、危険責任を明確な視点から検討したものであり、彼の複線性理論については、過失責任・危険責任を完全に分断された帰責原理と解することには批判があるものの、違法な行為の帰責としての過失責任と事業・施設保有から生じる事故の帰責を確保する危険責任を広義の不法行為法における同等な価値を有する対極的な帰責原理と見ることについては、現在のドイツ不法行為法の主流の見解の中で一致をみている。

(6) 第7章は、第二次世界大戦後における危険責任の展開を辿る。本章はまず、1967年に公表された連邦司法省の参事官草案を取り上げ、同草案が、特別法上の危険責任を高圧施設・タンク、一定の危険物質に結び付く施設、危険物質の占有にも拡張することを提

案するとともに、慰謝料請求権・最高責任限度額等の効果面についても、特別法上の危険責任規定の統一と民法典との調和を図る改正を提案したことを紹介する。

続いて、参事官草案を契機に登場した危険責任の一般条項の形成の試みが検討される。学説は、参事官草案が危険責任の拡充にあたり対象となる施設や危険物質を個別に列挙することを批判し、一般条項のもとでの裁判官による危険責任の拡充を提唱した。申請者は、ドイチュ、ヴァイトナウアー、ケッツ、フォン・ケメラー、ヴィルによる危険責任一般条項の提案を取り上げ、それぞれの提案内容を各論者における危険責任の本質の理解とともに提示する。また、各提案の比較検討を通じて、大きな一般条項か小さな一般条項か、人の危険な行為を対象に含めるか否か、民法典に編入するか否か等、一般条項の具体的なあり方をめぐり対立点が析出される。

そして最後に、参事官草案後の法改正に関して、1977年の損害賠償規定改正法及び2002年の第2次損害賠償規定改正法による危険責任規定の改正点を確認し、時効・免責要件等に関する危険責任特別法相互間の相違や、慰謝料請求権に関する危険責任と民法典の過失責任の相違が取り除かれ、不法行為（契約外損害賠償）責任制度の平準化が進んだことを跡づけている。

(7) 終章では、第1章から検討されたドイツの危険責任の生成と展開について再確認したうえで、ドイツの危険責任制度の現状を述べ、不法行為法の将来像と危険責任に残された課題について扱う。

危険責任制度の現状に関して、1) 危険責任の性質については、①無過失責任・違法に欠ける責任であるとの基本認識があること、②危険責任の帰責を正当化する根拠として、加害者による危険の支配、加害者が取得する利益の対価等の複数の根拠が示されていること、③特別法の責任規定は厳格な類推禁止のもとにあること、④物・施設の本質的な危険性に着目した本来的な危険責任以外に、責任強化が動機になって責任が導入されたもの、被害者保護の観点から因果関係の推定が設けられたもの等の多様化が進んでいること、⑤過失責任と危険責任の関係については、両責任を帰責原理の対極としながらも複線性論における両者の区分をどの程度厳格に解するかで学説の対立があること、推定過失責任などの中間領域を肯定する見解が有力になっていることを指摘する。2) 危険責任の要素に関しては、成立要件である①責任者、②責任の対象、③免責事由（不可抗力による統一化が進んでいる）では過失責任と相違はあるものの、効果の面では、責任最高限度額の制度以外は、慰謝料や時効に関する過失責任との平準化が進み、過失責任に対する異質性が緩和されてきているとする。

そして、不法行為法の将来像に関しては、過失責任、危険責任、犠牲責任を統一して単線型の不法行為制度を唱えるヤンゼンの理論に対しては学説上批判が強く、ドイツの広義の不法行為法は、今後も過失責任と危険責任の両極を有しながら相互に交わる複線型になると予測する。危険責任の発展方向としては、過失責任と同等の帰責原理であることを認める立場から、一般条項の導入が試みられると予測し、法的安定性の観点から、既存の危険責任を核として4つの類型を挙げるケッツの提案を支持する。

II. 本論文の評価

(1) 本書は、ドイツにおける危険責任を対象として、19世紀のパンデクテン法学から

21世紀の立法の最新状況に至るまでの展開を、立法の進展と学説の理論的発展の両面からたどる重厚な比較法研究である。ドイツの危険責任に関する個別研究は少なくないが、本書は、単独でその全体を、しかも詳細に叙述するものであって、研究の包括性及び水準において屹立している。論旨は明快であり、力強い。岡松参太郎博士の『無過失損害賠償責任論』に匹敵する労作であり、まさに金字塔を打ち立てたものといえよう。

(2) 本書の全体に関して、その特徴と評価についていくつかの点を指摘しておきたい。

第1に、本書はドイツとわが国の関係文献を最新のものまで広範に調査した本格的な研究である。危険責任は申請者の長年の研究テーマの一つであるが、本書は、それをベースとしつつ、研究対象を拡大し、いくつかの点で過去の研究を見直し、単著として構成している。その点で、新たな研究といえることができる。

第2に、本書は危険責任の広範な問題の包括的な検討を行うものである。すなわち、要件については、主観的過失の要否だけでなく、その推定の問題も検討し、責任者と直接の加害者あるいは直接の加害物との関係に立ち入った検討をしている。また、要件だけでなく効果についても対象としており、賠償最高限度額の有無、強制保険制度の有無、慰謝料請求の可否、時効・免除要件等の問題について記述している。

第3に、わが国ではこれまで危険責任を、無過失責任の根拠付けの一つとして、あるいは過失責任との対比で、とらえてきており、本書も、過失責任 対 危険責任という視角からドイツ不法行為法を考察するが、本書は、不法行為責任の要件・根拠を「過失 対 危険」という抽象論のレベルで考察するのではなく、広範な事案類型（流出投下物責任、狩猟鳥獣責任、所有者・占有者間の賠償責任から、遺伝子工学の責任、環境責任に及ぶ）を具体的な問題のレベルで考察し、さらに、危険責任であることの諸効果にも及ぶ点で旧来の研究を大きく超えている。

第4に、本書の対象とする事案類型は、危険責任と呼ばれるものを中心とするが、その周縁にある多様な無過失責任類型をも視野に入れ、それにより、危険責任の多様性を指摘し、危険責任の全体像をよりよく示している。本書は、環境危険責任に関する先行研究に言及していないが、環境危険責任を含む危険責任の諸類型を広く検討し、多数の重要な指摘をしている。申請者は本書の研究を基礎に危険責任の類型論を探索しており、危険責任規範に関する具体的な提言が期待される。

第5に、本書は17世紀から今日までの不法行為法の歴史を、学問・社会経済・国家政治という多角的な視角から考察し、それと結びつけて不法行為責任の要件・効果論を論じる点で、法学的研究の在り方や方法論との関係で、極めて重要な意義を有している。危険責任に関係する法学者・法律家の活動の簡にして要を得た記述は、本書をドイツ私法小史としているといえよう。

(3) 本書の各章に関する特徴と評価についても指摘しておきたい。

第1章から第4章では、BGB 制定までの危険責任に関する歴史的な展開が扱われているが、この点については次のような評価を加えることができる。第1に、危険責任が対抗したのは過失責任であったが、本書は、ドイツの不法行為の学説・立法をその過失責任主義の形成に遡り、18世紀以降のドイツ国民国家の形成、産業革命等の社会経済的事情、さらに哲学思想的背景に及びながら、過失責任と危険責任が対抗した歴史を多角的に考察する。このような広い視野の研究は、単なるドイツ不法行為法の研究を超え、日本法の考察にと

っても大きな意義をもつといえる。第2に、本書のこの部分は、無過失責任の多元性と、危険責任の社会的背景・法理論的条件を、歴史的出発点に遡って包括的に描き出しており、それにより、今後の不法行為法のあり方を考察する確実な視点を提供している。

第5章は、「個々の危険責任の解説と注釈を行うものではない」とされるが、20世紀を中心とした100年強のドイツにおける危険責任立法を網羅したうえで、各立法につきどのような時代背景と必要性のもとに各立法がなされたか、どのような手段が採用されて、いかなる特色を有するかを的確にまとめており、ドイツ危険責任法の全貌を示す書としては、ドイツ本国を含めても、おそらく本書に並ぶものはない内容となっている。問題となる危険源が、この100年の間、動物、鉄道、自動車、航空機から、近時においては原子力や医薬品、遺伝子工学、環境汚染等へと変遷してきたこと、また、変化する危険源に応じた各時代の危険の捉え方や議論が、当時の時代背景、技術の開発・進展状況、国際状況（交通手段の変化やそれに関する発明、普及、原子力や遺伝子技術の発明や開発、その利用に関する国際条約や指令等）の影響を受けて変化し、各立法に活かされていく動的な様子が、鮮やかに描かれている。さらに、本章末尾に付された表は、膨大なドイツ危険責任法の内容と特徴を一覧することができる極めて有用な表となっている。

本書が示すように、ドイツ危険責任法は、各時代における新技術の導入とともに、個別の特別法でこれに対応することで、立法が積み重ねられる形で形成されている。このため、その全貌を把握することは、日本においてはもとより、ドイツ本国においても容易ではない。しかし、本書は関連する12の危険源に対応する100年以上もの立法過程を綿密に辿り、その全容を明らかにしている点が何より特筆される。

また、本書は、ドイツ法における内在的な視点から、民法の不法行為規定との関係及び危険責任特別法相互間の関係への配慮が疎かになったことを指摘しているが、一方で、危険責任の立法において、何が問題となるかについては、ドイツの立法の具体的内容を示すことにより、これ以上なく明確に示している。例えば責任法の対象としては、危険源に関連した事故が「際の事故」か「起因する事故」か等が、責任者としては「保有者」か「運営者」か等が、保護法益として人損・物損だけでなくその他の損害が問題となるか、不可抗力やそれ以外の事由が免責事由となるか、責任限度額を設けるか、慰謝料まで認めるか等が問題となることが示され、それらに関する危険源ごとの詳細な議論も紹介され、検討されている。それゆえ、例えば日本において、危険責任立法を考える際に、本書以上に参考になる議論は、現時点でほとんど存在しないと言っても過言ではない。

第6章では、ドイツ法アカデミーによるBGBに代わる民族法典編纂事業における危険責任をめぐる議論を取り上げている。そこでは、鉄道、自動車、航空機へと技術の発展に即して応急的立法の形で発展してきた危険責任に対して、ドイツ法アカデミーによる民族法典編纂事業が、理論的・総合的に検討を加え、立法という成果は産み出さなかったものの、現在に続く危険責任の基礎を形成したと評価できること、また、ナチス党綱領の主張するドイツ法（ゲルマン法）への復古的な回帰は実現しておらず、むしろ近隣諸国の危険責任立法の成果を積極的に参酌しており、BGBが確立した過失責任との併存を前提として危険責任を発展させる結論に到達していることが指摘されている。そして、民族法典編纂事業に参加した多くの私法学者が第二次世界大戦後のドイツ私法学界の第一世代を形成したことから、民族法典編纂の努力は、戦後のドイツ不法行為論の展開に多大な影響を与え、こ

の時代の議論を踏まえて著述されたエッセーの論稿が戦後から現在に至る危険責任論の基底を形成したことを明らかにしている。

これに続く第二次世界大戦後には、ドイツ法アカデミーが達成できなかった危険責任の一般条項を形成しようとする動きが開始されるのであるが、第6章は、こうした戦後の危険責任の展開を促すドイツの法状況を詳細に紹介・検討している点で、大きな意義がある。

第7章は、第二次大戦後における危険責任の展開を立法および学説の両面から辿るところ、学説における危険責任の一般条項の立法提案を詳細に分析・検討し、一般条項の具体的なあり方をめぐる対立点を析出している点に、特に重要な意義が認められる。さらに、本章における分析は、ドイツ法上、学説において不法行為（契約外損害賠償）法の複線性が確立され、危険責任の一般条項の提案が広い支持を得たにもかかわらず、その後の立法に結実しなかったことを教える点で、実際の法適用の段階を視野に入れた立法提案の必要性を強く意識させる。わが国において危険責任立法を進める上でも、一般条項のもとで規律対象の画定を裁判官に委ねることの当否は、ドイツ法における以上に議論を呼ぶであろう。申請者は、諸提案の検討に基づき、ケッツやフォン・ケメラーによる立法提案が従来の危険責任特別法を類型化して、それぞれの類型ごとに類推可能な構成要件（小さな一般条項）を形成する方法をとったことを積極評価するが、ここには、ドイツの学説の紹介という形式をとりつつも、上記の問題に対する申請者の展望が提示されており、今後の議論に指針を与えるであろう。

(4) 最後に、本書は日本法に対する提言を主眼とするものではないが、本書に示されたドイツ法における記述は、日本法とも大いに関連する。この点についていくつか指摘をしておきたい。

ドイツ法と日本法が、民法典では過失責任を定めつつ、技術的危険の現実化による事故被害については無過失責任（危険責任）を定める特別法によって対応するという基本構造において共通することは、本書が強調するところである。また、日本法では危険責任研究が立ち後れており、また、危険責任に関しては、現在に至るまで、条文形式による立法提案はわずかしかないが、本書が紹介するドイツの危険責任の理論は、今後、わが国で議論を深める上で直接の手がかりとなるであろう。特に、第7章に紹介される危険責任の一般条項の諸提案は、日本法における今後の危険責任立法のあり方を考える上で直接の参考とすることができる。同じく一般条項の提案といっても、その具体的形成の次元では、大きな一般条項か小さな一般条項か、人の危険な行為への適用の可否、民法典への編入の当否等の問題が争われていることを本書が明らかにした点は、一般条項の形成にあたっての検討課題を提示するものとして、極めて重要な意味をもつ。

他方で、本書が日本の不法行為法に関して明らかにした課題についても指摘しておきたい。①申請者が現代的な事故損害に対する対処法に関して、日本法が「ドイツ型」を採用しているとされる点は確かに説得的ではあるが、不法行為法全体を見ると、統一的不法行為要件を持つ点で日本民法はフランス民法に類似しているとも考えられ、現代的な事故損害の部分のみを捉えたドイツ法との類似性をどの程度重視すべきか（不法行為法全体で比較法的検討をするのが適当ではないか）、②危険責任について起草者が特別法の規定を想定していたといっても、わが国では危険責任を定める特別法の規定がドイツほど存在しておらず、また、瑕疵や欠陥を問題とする危険責任の規定が比較的多いため、ドイツのよう

に危険責任の一般条項化の議論をする基盤が形成されていないのではないか、そうした中でわが国では裁判所が立法の不備を補うために（例えば公害訴訟などで）やや歪められた形で過失責任の客観化を進めてきたことをどのように評価すべきか、③わが国では危険責任立法を行うハードルが相当に高く、さらに、特別な危険ある施設・物等から生じるリスクについて、予防措置を講ずるにもかかわらず発生する損害を危険実施者が負担する場合にのみ社会は許容できるとの、ドイツ法の危険責任の基礎にある考え方は、わが国では、少なくとも立法者においては貫徹する姿勢が弱いと思われるが、この点をどう考えるべきか、などである。これらの点は、本書を基礎として、今後、我々自身が、日本法との関係で検討すべき課題である。

（５）本書は、（危険責任のルーツである）ドイツ法における危険責任についてその成立から現在に至るまでを歴史的にほぼ網羅的に示すという偉業を成し遂げることに成功した。このように、危険責任という視点から各制度を総合的に検討・分析した点が、本書の最大の眼目である。危険責任の性質、根拠、類型、諸要素のいずれについても、わが国の今後の危険責任について論ずる際に参照価値が極めて高く、今後の危険責任研究において必ず参照されるべき業績として高く評価される。

Ⅲ. 結語

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2023年1月30日 審査員

主査 早稲田大学教授 大塚 直（民法）

副査 北海道大学名誉教授 瀬川信久（民法）

早稲田大学教授 後藤卷則（民法）

早稲田大学教授 山口齊昭（民法）

京都大学教授 橋本佳幸（民法）
